

秋田県告示第202号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、秋田県医療保健福祉計画を変更したので、同法第30条の4第16項の規定に基づき、公示する。

その内容については、次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 縦覧の期間

平成30年3月30日から同年4月30日まで

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県健康福祉部医務薬事課

大館市十二所字平内新田237-1 秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部

北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部

能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局福祉環境部

潟上市昭和乱橋字古開172番地1 秋田県秋田地域振興局福祉環境部

由利本荘市水林408番地 秋田県由利地域振興局福祉環境部

大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局福祉環境部

横手市旭川一丁目3番46号 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部

湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局福祉環境部